

一、最新中国法令

● 关于修改《中华人民共和国安全生产法》的决定

- 【发布单位】全国人民代表大会常务委员会
- 【发布文号】主席令第十三号
- 【发布日期】2014-08-31
- 【实施日期】2014-12-01
- 【内容提要】此次修改内容较多，特别突出了事故隐患排查治理。修改内容主要包括；

强化和落实生产经营单位的安全生产主体责任。
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 生产经营单位的安全生产责任制应当明确各岗位的责任人员、责任范围和考核标准等内容。 ▪ 有关生产经营单位应当按照规定提取和使用安全生产费用，专门用于改善安全生产条件。安全生产费用在成本中据实列支。 ▪ 矿山、金属冶炼、建筑施工、道路运输单位和危险物品的生产、经营、储存单位，应当设置安全生产管理机构或者配备专职安全生产管理人员。 ▪ 危险物品的生产、储存单位以及矿山、金属冶炼单位应当有注册安全工程师从事安全生产管理工作。
完善监管措施，增强监管执行力。
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 增加：安全监管部門可以对违法生产、储存、使用、经营、运输的危险物品予以查封或者扣押，对违法生产、储存、使用、经营危险物品的作业场所予以查封。 ▪ 存在重大事故隐患的生产经营单位拒不执行停产停业等决定的，按照规定程序和条件，安全监管部門可以通知有关单位停止供电、停止供应民用爆炸物品等，强制生产经营单位履行决定。
强化法律责任，加大对违法行为的惩处力度。
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 较大幅度地加重处罚力度，提高罚款数额，增加对直接负责的主管人员和其他直接责任人员的处罚规定。 ▪ 实行“黑名单”制度，规定監管部門应当建立安全生产违法行为信息库；对违法行为情节严重的，应当向社会公告，并通报行业主管部門以及投資、国土、証券監管等部門和有关金融机构。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2014-09/01/content_1877054.htm

一、最新中国法令

● 「中华人民共和国安全生产法」の改正に関する決定

- 【発布機関】全国人民代表大会常務委員會
- 【発布番号】主席令第十三号
- 【発布日】2014-08-31
- 【実施日】2014-12-01
- 【概要】今次改正内容は多く、特に事故の潜在的な危険について徹底調査取締りが突出している。改正内容は主に以下の通りである。

生産経営企業の安全生産主体责任を強化し徹底する。
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 生産経営企業の安全生産責任制は各職位の責任者、責任範囲および評価基準などの内容を明確にしなければならない。 ▪ 関係生産経営企業は規定に従って安全生産費用を計上し使用するものとし、専ら安全生産条件の整備に使用しなければならない。安全生産費用はコストの中で事実に基づき支出として計上する。 ▪ 鉱山、金属精錬、建設施工、道路輸送企業および危険物の生産、取扱、貯蔵企業は、安全生産管理機構を設置または専任の安全生産管理人員を配置しなければならない。 ▪ 危険物の生産、貯蔵企業および鉱山、金属精錬企業は、登録安全工程師により安全生産管理作業に従事させなければならない。
監督管理措置を整備し、監督管理執行力を増強する。
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 追加：安全監督管理部門は、違法に生産、貯蔵、使用、取扱、輸送した危険物を差押え、押収することができ、危険品の違法な生産、貯蔵、使用、取扱を行った作業場所を差し押さえることができる。 ▪ 重大事故の潜在的な危険が存在する生産経営企業が生産停止・営業停止などの決定に従わない場合、定められた手順と条件に照らして、安全監督管理部門は関係機構に対し電力供給の停止、民間用爆発物の供給停止などの通知を行い、生産経営企業に決定の履行を強制することができる。
法的責任を強化し、違法行為に対する処罰の度合いを強めた。
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 処罰の度合いを大幅に強め、過料の金額を引上げ、直接責任を負う主管担当者およびその他の直接の責任者に対する処罰に関する規定を追加した。 ▪ 「ブラックリスト」制度を実施し、監督管理部門は安全生産違法行為情報データベースを構築しなければならないと定めた。情状が深刻な違法行為については、社会に向け公示した上、業界主管部門および投資、国土、証券監督管理などの部門と関係金融機関に通報するものとする。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2014-09/01/content_1877054.htm

● 关于在北京、上海、广州设立知识产权法院的决定

- 【发布单位】全国人民代表大会常务委员会
【发布日期】2014-08-31
【实施日期】2014-08-31
【内容提要】根据该决定：
- 在北京、上海、广州设立知识产权法院。
 - 知识产权法院管辖有关专利、植物新品种、集成电路布图设计、技术秘密等专业技术性较强的第一审知识产权民事和行政案件。
 - 知识产权法院所在市的基层人民法院第一审著作权、商标等知识产权民事和行政判决、裁定的上诉案件，由知识产权法院审理。
 - 知识产权法院第一审判决、裁定的上诉案件，由知识产权法院所在地的高级人民法院审理。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2014-09/01/content_1877042.htm

● 企业公示信息抽查暂行办法

- 【发布单位】国家工商行政管理总局
【发布文号】国家工商行政管理总局令第 67 号
【发布日期】2014-08-19
【实施日期】2014-10-01
【内容提要】根据该规定：
- 工商行政管理部门应当根据企业注册号等随机摇号，抽取辖区内不少于 3%的企业，确定检查名单。
 - 抽查分为不定向抽查和定向抽查。不定向抽查是指工商行政管理部门随机摇号抽取确定检查企业名单；定向抽查是指工商行政管理部门按照企业类型、经营规模、所属行业、地理区域等特定条件随机摇号抽取确定检查企业名单。
 - 工商行政管理部门应当于每年年度报告公示结束后，对企业通过企业信用信息公示系统公示信息的情况进行一次不定向抽查。
 - 工商行政管理部门抽查企业公示的信息，可以采取书面检查、实地核查、网络监测等方式。抽

● 北京、上海、广州における知的財産権裁判所の設立に関する決定

- 【発布機関】全国人民代表大会常務委員会
【発布日】2014-08-31
【実施日】2014-08-31
【概要】本決定によると、以下の通りである。
- 北京、上海、広州において知的財産権裁判所を設立する。
 - 知的財産権裁判所は、特許、植物の新品種、集積回路配置図設計、技術秘密などに関する専門技術性の高い第一審知的財産権民事および行政事件を管轄する。
 - 知的財産権裁判所所在市の末端人民法院が下した第一審の著作権、商標などに関する知的財産権民事および行政判決、裁定の上訴事件は、知的財産権裁判所が審理する。
 - 知的財産権裁判所の第一審判決、裁定の上訴事件は、知的財産権裁判所所在地の高級人民法院が審理する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2014-09/01/content_1877042.htm

● 企業公示情報抜取検査暫定弁法

- 【発布機関】国家工商行政管理総局
【発布番号】国家工商行政管理総局令第 67 号
【発布日】2014-08-19
【実施日】2014-10-01
【概要】本規定によると、以下の通りである。
- 工商行政管理部门は企業の登録番号等に基づいて無作為に番号を抽選し、管轄区内の 3%を下回らない企業を選出し、検査名簿を確定するものとする。
 - 抜取検査は指向性のない抜取検査と指向性のある抜取検査に分けられる。指向性のない抜取検査とは、工商行政管理部门が無作為に番号を抽選し検査企業名簿を確定することを指す。指向性のある抜取検査とは、工商行政管理部门が企業分類、経営規模、所属業界、地理区域などの特定条件に基づいて、無作為に番号を抽選し検査企業名簿を確定することを指す。
 - 工商行政管理部门は各年の年度報告公示が終了した後、企業が企業信用信息公示システムを通じて行った情報公示状況に対し、指向性のない抜取検査を一度行うものとする。
 - 工商行政管理部门の企业公示情報の抜取検査は、書面検査、実地検査、オンラインモニタリングなどの方式で

查中可以委托会计师事务所、税务师事务所、律师事务所等专业机构开展审计、验资、咨询等相关工作，依法利用其他政府部门作出的检查、核查结果或者专业机构作出的专业结论。

- 工商行政管理部门依法开展检查，企业应当配合，接受询问调查，如实反映情况，并根据检查需要，提供会计资料、审计报告、行政许可证明、行政处罚决定书、场所使用证明等相关材料。
- 工商行政管理部门应当将检查结果通过企业信用信息公示系统统一公示。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjl/xxzx/201408/t20140827_147919.html

● 企业经营异常名录管理暂行办法

【发布单位】国家工商行政管理总局

【发布文号】国家工商行政管理总局令第 68 号

【发布日期】2014-08-19

【实施日期】2014-10-01

【内容提要】根据该规定，有下列情形之一的企业将被列入经营异常名录，名单内企业届满 3 年仍未履行公示义务的，将被列入严重违法企业名单。

1. 未按照《企业信息公示暂行条例》第八条规定的期限公示年度报告的；
2. 未在工商行政管理部门依照《企业信息公示暂行条例》第十条规定责令的期限内公示有关企业信息的；
3. 公示企业信息隐瞒真实情况、弄虚作假的；
4. 通过登记的住所或者经营场所无法联系的。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjl/xxzx/201408/t20140827_147920.html

● 工商行政管理行政处罚信息公示暂行规定

【发布单位】国家工商行政管理总局

【发布文号】国家工商行政管理总局令第 71 号

【发布日期】2014-08-19

【实施日期】2014-10-01

【内容提要】根据该规定：

- 工商行政管理部门适用一般程

行うことができる。抜取検査においては、会計士事務所、税理士事務所、弁護士事務所などの専門機構に委託して監査、出資検証、問合せなどの関連作業を行うことができ、法に従ってその他の政府部門が行った検査、検査結果または専門機構が下した専門的結論を利用することができる。

- 工商行政管理部门は法に従って検査を行うものとし、企業は協力し、問合せ調査を受入れ、事実どおりの状況報告を行い、検査の必要に応じて会計資料、監査報告書、行政许可証明書、行政处罚决定书、场所使用証明書などの関連資料を提供しなければならない。
- 工商行政管理部门は、検査結果について企業信用情報公示システムを通じて統一的に公示するものとする。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjl/xxzx/201408/t20140827_147919.html

● 企業經營異常名簿管理暫定弁法

【発布機関】国家工商行政管理総局

【発布番号】国家工商行政管理総局令第 68 号

【発布日】2014-08-19

【実施日】2014-10-01

【概要】本規定によると、以下の状況のいずれかに該当する企業は経営異常名簿に記載される。名簿内の企業が 3 年を経過しても、依然として公示義務を履行しない場合、重大法律違反企業名簿に記載される。

1. 「企業情報公示暫定条例」第八条に定められた期限内に年度報告を公示しなかった場合。
2. 工商行政管理部门が「企業情報公示暫定条例」第十条の規定に従って命じた期限内に企業の関連情報を公示しなかった場合。
3. 公示した企業情報に事実の隠匿、虚偽が存在した場合。
4. 登記された住所または経営場所を通じて連絡が取れない場合。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjl/xxzx/201408/t20140827_147920.html

● 工商行政管理行政処罰情報公示暫定規定

【発布機関】国家工商行政管理総局

【発布番号】国家工商行政管理総局令第 71 号

【発布日】2014-08-19

【実施日】2014-10-01

【概要】本規定によると、以下の通りである。

- 工商行政管理部门が通常手順を適

序作出行政处罚决定的相关信息应通过企业信用信息公示系统,向社会公示行政处罚决定书和行政处罚信息摘要。

- 工商行政管理部门公示行政处罚信息,应当删除涉及商业秘密的内容以及自然人住所(与经营场所一致的除外)、通讯方式、身份证号码、银行账号等个人信息。

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjl/xxzx/201408/t20140827_147924.html

● 个体工商户年度报告暂行办法

【发布单位】国家工商行政管理总局

【发布文号】国家工商行政管理总局令第69号

【发布日期】2014-08-19

【实施日期】2014-10-01

【内容提要】根据该通知:

- 个体工商户应当于每年01月01日至06月30日,通过企业信用信息公示系统或者直接向负责其登记的工商行政管理部门报送上一年度年度报告。
- 个体工商户可以自主选择其年度报告内容是否公示。
- 个体工商户的年度报告包括:行政许可取得和变动信息;生产经营信息;开设的网站或者从事网络经营的网店的名称、网址等信息;联系方式等信息;等。

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjl/xxzx/201408/t20140827_147921.html

● 关于开展设立外资独资医院试点工作的通知

【发布单位】国家卫生和计划生育委员会、商务部

【发布文号】国卫医函〔2014〕244号

【发布日期】2014-07-25

【内容提要】根据该通知,从2014年07月25日起:

- 允许境外投资者通过新设或并购的方式在北京市、天津市、上海市、江苏省、福建省、广东省、海南省设立外资独资医院。
- 除香港、澳门和台湾投资者外,其他境外投资者不得在上述省(市)设置中医类医院。

用して行政処罰の決定を下した関連情報は、企業信用情報公示システムを通じて、社会に向け行政処罰決定書および行政処罰情報の要旨を公示するものとする。

- 工商行政管理部门の行政処罰情報の公示では、商業秘密にかかわる内容および自然人の住所(経営場所と一致する場合は除く)、連絡方法、本人証明書番号、銀行口座番号などの個人情報情報を削除しなければならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjl/xxzx/201408/t20140827_147924.html

● 個人事業主年度報告暫定弁法

【発布機関】国家工商行政管理総局

【発布番号】国家工商行政管理総局令第69号

【発布日】2014-08-19

【実施日】2014-10-01

【概要】本通知によると、以下の通りである。

- 個人事業主は、毎年1月1日から6月30日までの間に、企業信用情報公示システムを通じてまたは直接その登記を管轄する工商行政管理部门に対し前年度の年度報告を申告しなければならない。
- 個人事業主は、その年度報告の内容を公示するかについて自主的に選択することができる。
- 個人事業主の年度報告には以下の内容が含まれる。行政許可の取得と変更に関する情報、生産経営情報、開設したウェブサイトまたはオンライン業務に従事するウェブショップの名称、URL などに関する情報、連絡方法などに関する情報など。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjl/xxzx/201408/t20140827_147921.html

● 外資独資病院設立の試行作業実施に関する通知

【発布機関】国家衛生計画生育委員会、商務部

【発布番号】国衛医函〔2014〕244号

【発布日】2014-07-25

【概要】本通知によると、2014年7月25日から以下の通りとなる。

- 国外投資者が新設または買収の方式で、北京市、天津市、上海市、江蘇省、福建省、広東省、海南省で外資独資病院を設立することを認める。
- 香港、マカオおよび台湾の投資者を除き、その他の国外投資者は上記省(市)において中医学系の病院を設置してはならない。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.nhfpc.gov.cn/zyygj/s3577/201408/73f1ec5b56304347aa3436a08e39ddfa.shtml>

● [关于改进外商投资房地产备案工作的通知](#)

【发布单位】商务部、国家外汇管理局
【发布文号】商资函〔2014〕340号
【发布日期】2014-06-24
【实施日期】2014-08-01
【内容提要】根据该通知：
▪ 简化外商投资房地产备案程序，商务部备案由纸质材料备案改为电子数据备案和事中事后抽查。
▪ 商务部委托省级商务主管部门对外商投资房地产企业的备案材料进行核对，商务部对通过备案的外资房地产企业按周进行抽查。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/f/201408/20140800711969.shtml>

● [关于公布《中华人民共和国进出口税则本国子目注释（2014年新增和调整部分）》的公告](#)

【发布单位】海关总署
【发布文号】海关总署公告2014年第63号
【发布日期】2014-08-27
【实施日期】2014-09-01
【内容提要】根据相关标准更新以及技术发展等情况，新增和调整了部分本国子目注释。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49564/info717156.htm>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.nhfpc.gov.cn/zyygj/s3577/201408/73f1ec5b56304347aa3436a08e39ddfa.shtml>

● [外商投資不動產屆出作業的整備に関する通知](#)

【発布機関】商務部、国家外貨管理局
【発布番号】商資函〔2014〕340号
【発布日】2014-06-24
【実施日】2014-08-01
【概要】本通知によると、以下の通りである。
▪ 外商投資不動産届出手順を簡素化し、商務部での届出を紙媒体資料での届出から電子データでの届出と過程・事後の抜取検査に変更した。
▪ 商務部は省級商務主管部門に委託して外商投資不動産企業の届出資料に対する照合を行い、商務部は届出を通過した外資不動産企業に対し週毎に抜取検査を行う。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/f/201408/20140800711969.shtml>

● [「中華人民共和國輸出入税則当国細目注釈（2014年新規追加および調整部分）」の公布に関する公告](#)

【発布機関】税関総署
【発布番号】税関総署公告2014年第63号
【発布日】2014-08-27
【実施日】2014-09-01
【概要】関連基準の更新および技術発展などの状況に基づき、一部の中国細目注釈の新規追加および調整を行った。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49564/info717156.htm>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新着情報

● 中国将进一步对外开放生产性服务业

日前，国家发展和改革委员会官员表示，中国将进一步对外开放生产性服务业。

- 加快研究制定服务业进一步扩大开放的政策措施，对已经明确的扩大开放要求抓紧落实配套措施，统一内外资法律法规。
- 推进生产性服务业领域有序开放，放开建筑设计、会计审计、商贸物流、电子商务等服务领域的外资准入限制。

(里兆律师事务所 2014 年 08 月 29 日编写)

● 中国は生産型サービス業の更なる対外開放を進める

先頃、国家発展改革委員会の担当官は、中国が生産型サービス業の更なる対外開放を進めることを表明した。

- サービス業の更なる開放拡大に関する政策措置の研究制定を加速し、既に明確にされている開放拡大について付帯措置の速やかな実施を求め、内外資法令を統一する。
- 生産型サービス業分野の秩序ある開放を推進し、建築設計、会計監査、商業貿易物流、電子商取引などのサービス分野における外資参入規制を自由化する。

(里兆法律事務所が 2014 年 8 月 29 日付で作成)

● 上海自由贸易试验区公布新“负面清单”

2014 年 07 月 01 日，中国（上海）自由贸易试验区（以下简称“上海自贸区”）外商投资准入特别管理措施（负面清单）（2014 年修订）公布。2014 年负面清单进一步提高开放度，增加透明度，特别管理措施由原来的 190 条调整为 139 条（限制性措施 110 条，禁止性措施 29 条）。

从 2014 负面清单具体的调整内容看，可以区分为以下三类：

1. 因实质性扩大开放、取消限制而进行调整：实质性取消 14 条、放宽 19 条。例如，2014 负面清单取消了对投资航空运输代理业务的股比限制，取消对投资 400 吨及以上轮式、履带式起重机械制造的股比限制，放宽投资原油、化肥的批发、配送等。上海自贸区管委会相关领导表示，服务业扩大开放是上海自贸区建设最主要的方面，制造业、采矿业、建筑业也会不断开放。

2. 因内外资存在一致限制而进行调整：对于某些内资企业不能从事的领域，根据内外资一致的原则，外商投资企业也会受到限制，这些领域不需要在负面清单中列明。例如，删除了“禁止投资博彩业（含赌博类跑马场），禁止投资色情业”的规定。

3. 因明确表述而进行调整：2014 负面清单尽量避免模糊表述，更具有可操作性。例如，原来仅规定“限制投资直销”，2014 负面清单明确“限制投资直销，投资者须具有 3 年以上在中国境外从事直销活动的经验，且公司实缴注册资本不低于 8,000 万元人民币”。

(里兆律师事务所 2014 年 08 月 29 日编写)

● 上海自由贸易试验区が新たな「ネガティブリスト」を公布した

2014 年 7 月 1 日，中国（上海）自由贸易试验区（以下「上海自由贸易试验区」という）の外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2014 年改正）が公布された。2014 年ネガティブリストでは自由化が更に進められ、透明度が増している。特別管理措置はこれまでの 190 条から 139 条（制限的措置 110 条、禁止的措置 29 条）に調整された。

2014 年ネガティブリストの具体的な調整内容を見ると、以下の三つに分けられる。

1. 実質的な開放拡大、規制廃止に起因する調整：実質的に 14 条が廃止され、19 条が緩和された。例えば、2014 年ネガティブリストでの航空運輸代理業務への投資に関する持分比率規制の廃止、400 トンおよびそれ以上の装輪式、キャタピラ式起重機械製造への投資に関する持分比率規制の廃止、原油、化学肥料の卸売、配送などへの投資の緩和である。上海自由贸易试验区管理委員会の関係責任者は、サービス業の開放拡大は上海自由贸易试验区建設における最も主要な部分であり、製造業、採鉱業、建設業も絶えず開放していくと表明した。

2. 内外資の規制一致に起因する調整：一部の内資企業が従事できない分野に対し、内外資一致の原則に基づいて、外商投資企業も規制を受ける。これらの分野はネガティブリストにおいて明記する必要はない。例えば、「博打業（賭博類の競馬場を含む）への投資の禁止、風俗業への投資の禁止」に関する規定を削除した。

3. 表現の明確化に起因する調整：2014 年ネガティブリストではあいまいな表現をできる限り避け、操作性がより向上した。例えば、従来は「直接販売への投資を制限する」とのみ規定されていたものを、2014 年ネガティブリストでは「直接販売への投資を制限し、投資者は 3 年以上の中国国外における直接販売活動への従事経験を具備しなければならず、且つ会社の払込登録資本は 8,000 万人民币を下回ってはならない」と明確にした。

(里兆法律事務所が 2014 年 8 月 29 日付で作成)